

# 青森県報

号外第九十六号

平成十五年  
十月二十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 天災による特別被害地域の指定……………(団体経営) ……一
- 漁業関連天災の指定……………(改善課) ……一
- 漁業関連天災の経営資金の貸付期間等……………(同) ……二
- ……………(同) ……二

## 告示

### 青森県告示第六百八十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三百三十六号)第一条第五項第一号の規定により、平成十五年五月中旬から九月上旬までの間の低温及び日照不足についての天災による特別被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域として次の区域を指定する。

平成十五年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 平内町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における小湊町、西平内村及び東平内村の区域
- 二 蟹田町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における蟹田町の区域
- 三 今別町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における今別村の区域
- 四 蓬田村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における蓬田村の区域

五 鱒ヶ沢町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における赤石村、中村及び鳴沢村の区域

六 木造町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における館岡村、越水村、鳴沢村、柴田村、出精村、川除村及び木造町の区域

七 深浦町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における大戸瀬村の区域

八 森田村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における森田村の区域

九 柏村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における柏村の区域

十 稲垣村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における稲垣村の区域

十一 車力村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における車力村の区域

十二 金木町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における金木町、喜良市村及び嘉瀬村の区域

十三 中里町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における中里町、武田村及び内潟村の区域

十四 市浦村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における相内村及び脇元村の区域

十五 十和田市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における三本木町、大深内村、藤坂村及び四和村の区域

十六 三沢市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における大三沢町の区域

十七 野辺地町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における野辺地町の区域

十八 七戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における七戸町の区域

十九 百石町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における百石町の区域

二十 十和田湖町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における十和田村の区域

二十一 六戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六戸村の区域

二十二 横浜町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における横浜村の区域

二十三 上北町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における浦野館村の区域

二十四 東北町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における甲地村の区域

二十五 下田町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における下田村の区域

二十六 天間林村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における天間林村の区域

二十七 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

二十八 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

二十九 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

三十 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

三十一 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

三十二 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

三十三 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

三十四 六ヶ所村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六ヶ所村の区域

二十八 むつ市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における大湊町及び田名部町の区域

二十九 東通村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における東通村の区域

三十 八戸市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における是川村、豊崎村、八戸市、大館村、館村、上長苗代村及び市川村の区域

三十一 三戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における猿辺村の区域

三十二 五戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における五戸町、川内村野沢村、浅田村及び豊崎村の区域

三十三 田子町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における田子町及び上郷村の区域

三十四 福地村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における地引村及び田部村の区域

三十五 新郷村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における戸来村及び野沢村の区域

青森県告示第六百八十六号

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）第二條第一項の規定により、平成十五年三月七日及び同月八日並びに同年四月十七日の暴風波浪を同項の漁業関連天災として指定する。

平成十五年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百八十七号

平成十五年十月二十九日青森県告示第六百八十六号をもって漁業関連天災として指定した平成十五年三月七日及び同月八日並びに同年四月十七日の暴風波浪に關し、青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）の規定により次のとおり経営資金の貸付期間等を定めたので告示する。

平成十五年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 経営資金の貸付期間

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（以下「条例」という。）（第二條第三項の知事が定める期間は、告示の日から平成十六年三月三十一日までとする。

二 経営資金の貸付限度額

1 条例第二條第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同條第一項の市町村長が認定する損失額に百分の五十を乗じて得た額とする。

2 条例第二條第三項第一号の知事が定める額は、二百万円とする。

三 経営資金の償還期限

貸 付 け の 区 分 期 限

一 条例第一條第一項の特別被害漁業者で同條第四項第三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合	六年
二 条例第二條第一項の被害漁業者で同條第三項第三号の市町村長の認定を受けたものに貸し付けられる場合 （一に該当する場合を除く。）	五年
三 一又は二に該当する場合以外の場合	三年

四 特別被害地域の指定

条例第二條第四項第三号の知事が指定する区域は、次の表のとおりとする。

一 横浜町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における横浜村の区域
二 川内町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における川内町の区域
三 脇野沢村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における脇野沢村の区域

五 経営資金の総額

条例第四條の知事が定める額は、三億円とする。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------